

供給約款等以外の供給条件

(定額電灯および公衆街路灯 A 等の料金についての特別措置)

平成25年 5 月 1 日 実施

九州電力株式会社

平成 25 年 4 月 2 日 20130402 資第 24 号 認可

この料金についての特別措置（定額電灯および公衆街路灯 A 等の料金についての特別措置）は，電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定により供給約款等以外の供給条件として認可を受けたものであります。

供給約款等以外の供給条件

(定額電灯および公衆街路灯 A 等の料金についての特別措置)

目 次

1	適 用 範 囲	1
2	料 金	1
3	そ の 他	2
	附 則	5

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件は、電気供給約款（平成25年4月2日付け20121127資第5号認可。以下「供給約款」といいます。）の定額電灯、公衆街路灯Aまたは供給約款附則4（農事用電灯のお客さまについての特別措置）により電気の供給を受け、契約負荷設備に10ボルトアンペアまでの容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）の電灯を含むお客さまで、かつ、この供給約款等以外の供給条件の適用の申出があった場合に適用いたします。

2 料金

(1) 供給約款15（定額電灯）(4)または供給約款附則4（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)の料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款15（定額電灯）(4)ロイおよび供給約款別表2（燃料費調整）(2)イイにかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

イ 電 灯 料 金

1灯につき	87円15銭
-------	--------

ロ 基 準 単 価

1灯につき	66銭5厘
-------	-------

(2) 供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款18（公衆街路灯）(1)ロ(ロ) a および供給約款別表2（燃料費調整）(2)イイにかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

イ 電 灯 料 金

1灯につき	79円80銭
-------	--------

ロ 基 準 単 価

1灯につき	66銭5厘
-------	-------

- (3) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (4) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

3 そ の 他

- (1) この供給約款等以外の供給条件実施の際現に供給約款等以外の供給条件（平成24年6月25日付け平成24・06・20資第229号認可。）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，この供給約款等以外の供給条件によるものいたします。
- (2) この供給約款等以外の供給条件適用の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，(1)の場合を除き，供給約款26（料金の算定）および供給約款27（日割計算）によって日割計算を行ない，料金を算定いたします。

(3) その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

附

則

附 則

(延滞利息の適用開始までの取扱い)

2 (料金)については、料金の算定期間の最終日が平成26年9月30日以降となる料金に適用するものとし、料金の算定期間の最終日が平成26年9月29日以前となる料金については、次のとおりといたします。

1 供給約款附則7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (3)ニまたは供給約款附則7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (20)イ(イ)の早収料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款附則7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (3)ニ(ロ) a および供給約款別表2 (燃料費調整) (2)イ(イ)にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

(1) 電 灯 料 金

1 灯につき	8 7 円 1 5 銭
--------	-------------

(2) 基 準 単 価

1 灯につき	6 6 銭 5 厘
--------	-----------

2 供給約款附則7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (6)イ(ロ)の早収料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款附則7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (6)イ(ロ) b (a) および供給約款別表2 (燃料費調整) (2)イ(イ)にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

(1) 電 灯 料 金

1 灯につき	7 9 円 8 0 銭
--------	-------------

(2) 基 準 単 価

1 灯につき	6 6 銭 5 厘
--------	-----------

3 ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

4 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。